

第3回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

1. 開催日時 平成16年4月15日 午後2時から

2. 開催場所 森吉町コミュニティセンター

3. 議題：協議

(1) 報告

報告第8号 鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程の一部改正について

報告第9号 鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程の一部改正について

報告第10号 鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程の一部改正について

報告第11号 協議会委員の変更について

報告第12号 新市名称選考小委員会委員について

報告第13号 新市名称の公募について

報告第14号 電算統合システムについて

(2) 協議

協議第14号 財産の取扱いについて

協議第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第17号 平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会補正予算(案)について

(3) 提案(次回協議への提案事項)

協議第18号 地方税の取扱いについて

協議第19号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第20号 特別職の身分の取扱いについて

協議第21号 条例、規則等の取扱いについて

(4) その他

4. 出席者の状況

出席委員

鷹巣町長	岸部 陸	鷹巣町議会議長	清水 修智
鷹巣町議会議員	簾内 順一	鷹巣町議会議員	千葉 文吉
鷹巣町	檜森 正	鷹巣町	今野 實
合川町長	佐藤 修助	合川町議会議長	佐藤 吉次郎

合川町議会議員	吉 田 芳 雄	合川町議会議員	和 田 三九郎
合川町	成 田 道 胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴 木 孝 子		
森 吉 町 長	松 橋 久太郎	森吉町議会議長	庄 司 憲三郎
森吉町議会議員	桜 井 忠 雄	森吉町議会議員	春 日 一 文
森吉町	佐 藤 金 正	森吉町	片 山 信 隆
森吉町	畠 山 慎 咲		
阿 仁 町 長	濱 田 章	阿仁町議会議長	山 田 博 康
阿仁町議会議員	山 田 賢 三	阿仁町議会議員	小 林 精 一
阿仁町	佐 藤 昭 春	阿仁町	三 杉 営 子
阿仁町	菊 地 忠 雄		
欠席委員			
鷹巣町	和 田 テエ子		

5. 出席の幹事及び事務局

(幹事)幹 事 長	吉 田 茂	副幹事長	柴 田 信 勝
副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工 藤 博
鷹巣町総務課長	今 畠 健 一	鷹巣町まちづくり政策課長	村 上 儀 平
合川町総務課長	松 岡 宗 夫	合川町総務課補佐	杉 淵 敬 輝
森吉町総務課長	加 賀 隆 久	森吉町企画観光課長	奈 良 尚 里
阿仁町総務企画課長	鈴 木 美千英	阿仁町財務課長	田 口 惣 一
(事務局)事務局長	斎 藤 彦 志	事務局次長	佐 藤 満 ほか

6. 会議の経過について

司会 会場の皆様、本日はお集まりいただきまして、誠に有難うございます。

それでは、午後2時、定刻となりましたので、ただ今から、第3回目となります鷹巣阿仁地域合併協議会を開会させていただきます。

会議に先立ちまして、この度、鷹巣町、それから合川町で議会議員の改選がございました。それに伴いまして、本協議会委員にも変更がございますので、新しく協議会委員になられた委員の皆様に、ただいま会長から委嘱状を交付させていただきます。それではよろしく願いたします。

最初に合川町議会議長 佐藤吉次郎様でございます。(委嘱状の交付)

同じく合川町議会副議長 吉田芳雄様でございます。(委嘱状の交付)

同じく合川町議会議員 和田三九郎様でございます。(委嘱状の交付)

四人目の方は、鷹巣町議会議員 千葉文吉様でございます。(委嘱状の交付)

以上の新しく委員になられました皆様、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第にそって進めさせていただきます。岸部会長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

岸部会長 皆さん、年度始めの大変お忙しい中をお集まりいただきまして誠に有難うございます。また本日、新しく四名の委員の方が委嘱お受けいただきまして、よろしくお願い申し上げます。

私たちのこの会も三回となったわけござまして、段々と内容が濃い方に、あるいは、非常に細かいところに入ってきておりますので、本日も七つの報告とそれから四つ協議案件が、いずれも、ともに重要なことばかりでございますのでご審議迅速に、しかも、慎重にお願いしたいと思うわけでございます。

先日、7日の日に四首長会談をもちまして、その中では、任意合併協議会でのあとの財産の方、こちらの方に継続するといったことをそれから当審議会に病院の問題につきまして、コンピューターの問題、今日の協議会の中で、いずれにいたしましてもいろんな問題を含んでおりますので、十分ご審議をしていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

司会 それでは、本日は和田テア子委員から欠席する旨の届がございましたけれども、出席の委員総数が28名となります。したがって、本協議会規則第10条 第1項の規定により、本日の協議会、会議が成立いたしますことを皆様にご報告申し上げます。それから、引き続き会議に入る前でございますけれども、事務局の方から皆様に配布しております資料についての確認と訂正についてお願い申し上げたいと思っています。まず最初に、一昨日皆様にお届け申し上げました資料から今一度ご確認願いたいと思います。

まず、最初に会議次第が入っております。次に、報告第8号の資料がございます。続いて9号、第10号、そして12号、13号とつづいて入っているものと思われる。ご確認願いたいと思います。それから、一昨日配布した資料の中には、協議第17号 補正予算案について、というものが入っております。大変すいません、こちらの17号 お開き下さい。訂正箇所が一箇所ございます。5頁をお開き下さい。補正予算第1号案でございますが、5頁をお開き願いたいと思います。そちらの方、会議費 事務局費とも節の区分のところ、旅費がございますが、旅費のところ、数字が7となっておりますが9にご訂正願いたいと思います。9節の旅費ということになりますので、大変すいませんがご訂正願いたいと思います。

それらから再び確認に移らせていただきますが、追加資料といたしまして二種類

さし上げてございます。一つは、議会議員の定数及び任期の取扱いに係る追加資料というので、調整内容でございます。もう一枚は、同じく農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、いう一枚ものの資料でございます。ご確認下さい。よろしくお願いいたします。

それでは、次に本日、皆様のテーブルの上に置いてある資料の確認に移りたいと思います。最初に報告案件でございます。先程、番号が飛んでおりました報告第11号と第14号、いう資料を載せてございますのでご確認願いたいと思います。それから資料№1番、2番、3番と資料に番号を付けてございますが、資料№1番、市町村の合併の特例等に関する法律案の概要、というのが1番です。2番が協議会委員、それから監査委員、幹事及び事務局職員の新しい名簿でございます。そして3番には、本日協議会の皆様の配置図が示されてございます。

最後になりますが、今日の協議会で次回の協議会に提案される協議事項といたしまして、別冊扱いといたしまして、協議第18号、19号、20号、21号、四種類、資料を上げてございます。よろしくご確認お願い申し上げたいと思います。もしお手元になかったりした場合は事務局の方に申し付け下さい。予備の方準備しておりますので、提出したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これから先は協議会規約によりまして、会長が会議の議長となりますので、岸部会長によりしくお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、さっそく本日の会議に入りたいと思います。はじめに協議会に入る前に、議事録署名委員を指名いたしたいと思いますが、開催地の委員で2号委員と3号委員の方ということにいたしておりますので、本日は、2号委員の庄司憲三郎委員さんと3号委員の佐藤金正委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

岸部会長： それでは、さっそく報告第8号 鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程の一部改正についてから、協議します。

事務局： 事務局の齊藤でございます。そうすればさっそく、報告第8号からご説明したいと思います。

鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程の一部改正について、でございます。鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程の一部改正を別紙のとおり報告する。

2頁をお開き下さい。2頁に一部改正の概要について載せております。鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程の一部を次のように改正する。

別表の農業委員会の欄に次のように入るといことで病院部会、これを加えます。

町長が指定する職員という風に右の方に同じように書いておりますけれども、これについては、３頁をお開き願いたいと思います。３頁には専門部会、別表で専門部会の委員の名簿を載せています。いちばん下の方に病院部会を載せると、いう風な一部改正でございます。いちばん最後の頁でございますけれども、いちばん最後の頁に分科会の各３５分科会を載せておりますけれども、その下に病院部会を入れて、病院事業に関することを含めて病院部会を行なうということでございます。病院部会の事務室については、森吉町構造改善センターの２階に設けまして、各町の職員の他、米内沢病院、厚生連から職員の派遣を受ける予定でございます。以上でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

岸部会長： いままで、９の部会があったわけでございますけれども、それに今、４町で、病院統合につきまして進めているわけでございますが、これをこの中に入れて、病院部会として１０部会というかたちで進めたいと、そういう風なことの規約改正でございます。ご意見を賜りたいと思います。どうぞ挙手の上、お名前を恐れいりますが記録いたしますので、おっしゃって、ご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。どうぞ。

合川町佐藤委員： これは、新市建設計画とは、関係のないことになりますか。

岸部会長： いや、それを新市の中の事業としていきたいと、こういうことであります。

合川町佐藤委員： そうすると米内沢病院の組合議会との関係はどうなるのですか。

岸部会長： 組合議会の解散、松橋さんの方から。

松橋副会長： 私からお答えします。三病院の統合準備室は、明日から森吉町役場の２階に設置いたしまして、それぞれの関係町村並びに病院、また、厚生連の中央病院からと、職員を一人ずつ派遣していただいて、統合準備室をスタートするようになっております。明日から執務することになっております。以上です。

岸部会長： どうですか。病院議会とこちらの方との関連でございますね。進めるにあたっては、いまのお話の準備室でやっていきたいということでございますけれども、それはいま、病院を統合する話が出ておりまして、病院議会を中心にいままで出てきたのですが、それを新市の中で、同じ構成町村でございますので、その中でやっていこうと、こういう風なことでございます。

合川町佐藤委員： いや、病院議会は、上小阿仁さんも入っているのではないですか。

岸部会長： はい、現在は入っておりますですね。上小阿仁さんの方では、病院議会に今まで入ってきましたけれども、賛助会員とかたちで参加したいという風に意志を表明されております。

合川町佐藤委員： いや、それは、今後のことじゃないですか。これからの。

岸部会長： もちろん、そうですね。

合川町佐藤委員： 今現在ではですね、組合病院に加入にしているじゃないですか。議会の方に。

岸部会長： 入っておる、ですね。組合議会の方には。

合川町佐藤委員： そういう関係は。

岸部会長： ですからそれを、こちらの方でいま話が決まるとそちらの方、上小阿仁さんの方でそういう風な、こちらの方からの話によってどうするかというようなことがございますね。その話はだいたい幹事会の中で病院の管理者会議では、その中では上小阿仁の村長さんといましては、先程言ったみたいに、そうなった場合には、自分達は賛助会員という立場で参加したい、いう風なことで、統合するという風な話しがあるわけですが、これをいま4町で、新しい新市の事業としてやっていただこうかと、こういう風なことを4町会談で話しまして、そして、この中に加わってきたというようなことで、それを皆さんたちでどうでしょう、いう風なことの話でございます。

合川町佐藤委員： わかりました。上小阿仁さんが入っておったものですから。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。

（なしの声あり）

岸部会長： よろしゅうございますか。それではなしと認めます。ありがとうございました。

岸部会長： それでは、次の報告の第 9 号 鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程の一部を改正について事務局より説明願います。

事務局： それでは、報告第 9 号でございます。さきほど専門部会の方で申し上げましたけれども、9 号では、鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程の一部改正について、いうことでございます。

一部改正の内容ですが、別紙のとおりでございます。

2 頁目に分科会の規程の一部を次のように改正するということで、今までは、高齢者福祉分科会の下に病院分科会というのがありましたけれども、先程言ったように、専門部会の方にそれが吸収されるということでございますので、これを、この表から削除するというのが、今回の一部改正の内容でございます。

3 頁目は、取った場合は、こういうふうなかたちになりますという風な、分科会の現況でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

岸部会長： それでは、ただ今、報告第 9 号につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは了承していただいたことといたします。

岸部会長： つづきまして、報告第 10 号 協議会事務局規程の一部改正について、事務局の方から説明願います。

事務局： 報告第 10 号でございます。鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程の一部改正について、事務局規程の一部改正を別紙のとおり報告するので、2 頁目に一部改正の概要を載せています。事務局規程の一部を次のように改正する。第 3 条を次のように改める。第 3 条 前条に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班、計画班及び電算準備室を置く。別表 第 1 の計画班の欄に、次のように改正するということで、電算準備室の欄を加えるということです。

一つ目は、電算統合委員会開催の関係でございます。二つ目が業務検討委員会の調整。業務検討委員会、各役場の関係職員等を含めての調整・連絡でございます。それから電算統合の推進のためには、この四つに書いてありますとおり、統合システムスケジュール管理に関すること、統合システム開発のための環境整備に関すること。それから、ネットワークの構築に関すること。統合システムの仕様に関する

こと。ということが電算準備室の主な概要であります。この準備室については、森吉町役場の方に設置しながら、各町から職員を派遣していただく予定でございます。以上でございます。

岸部会長： ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見なり、質問がございましたら。

阿仁町小林委員： 電算準備室、森吉町役場に設置するということで、各役場からそれぞれ職員派遣、どういうかたちで派遣なりますか。必要に応じて派遣されるのか、なんか恒常的に、たとえば、3月、目いっぱいやるのかということですね、そのへんのところご説明いただければと。

岸部会長： 事務局の方から。

事務局： 今後合併予定が、スケジュールが17年3月31日までの予定で進んでいます。それにむけての準備体勢でございますので、専従のかたちで準備作業を進めるということでございます。

阿仁町小林委員： 人数は何人、予定していますか。

事務局： 各町から一人ずつでございますので、4人でございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。他にございませんでしょうか。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは、つづきまして、第11号 協議会委員の変更につきまして、を事務局の方から報告いたします。

事務局： 報告第11号でございます。合併協議会委員の変更について。先ほど委嘱状が交付されましたので、鷹巣町が、議長が清水修智様、議会推薦委員が廉内順一様、千葉文吉様、合川町の方が、議会議長が佐藤吉次郎様、議会推薦委員が吉田芳雄様、和田三九郎様の方が変更になりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

岸部会長： これにつきましては、何かご意見ございましたら。
(なしの声あり)

岸部会長： ございませぬね。それでは、そういうことにいたしまして、つづきまして、

報告第 1 2 号 新市名称選考小委員会委員につきまして。

事務局： お手元資料の一枚もので、報告第 1 2 号でございます。新市名称選考小委員会の委員について、これについては、各 4 町の町にお願いしたところ、こういう風な方々が決定になりました。4 町の構成については、4 町の長四人、4 町の議会議長四人、4 町の長が定めた学識経験者を有するもの四人、というようなことで 1 2 名の委員の構成でございます。それで、第 1 回の会合については 4 月 2 8 日に行なう予定でございます。その中で、委員長、副委員長の選任等、今後の選考について協議をお願いする予定でございます。よって、選考委員の皆様には、後日、文書をさし上げる予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

岸部会長： ただ今の委員につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

（なしの声あり）

なしという風なことでございますので、この方たちに、新市名称選考委員をお願いすることにします。

岸部会長： それでは、報告第 1 3 号 新市名称の公募について、事務局から説明を。

事務局： 報告第 1 3 号の新市名称の公募でございます。お手元の資料でパンフレット、協議会だよりの資料を載せております。公募の期間でございますけれども、1 6 年の 4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで。公募の広報の手段でございますけれども、合併協議会だより第 2 号に掲載しています。その中に応募用はがき 2 枚分を添付してございます。

各町に応募の窓口の設置をいたしまして、募集用のチラシ、応募用のはがき、それから応募箱を設置しております。設置箇所については、それぞれの各役場、それから公民館、地区公民館、それから支所の方に設置しています。それから、ホームページに掲載しながらホームページによる受け付けもしております。それから各町の広報誌等に掲載しながら、それから今現在、昨日おっといまで、各 4 町の小学校、中学校の児童、生徒の方にぜひこの公募についてお願ひしたいということで廻って要請しております。

現在の中間報告といたしましては、メールによる応募数が 1 5 件です。それから応募用のはがきでは、3 5 0 枚来ております。現在では、計では 3 6 5 件というような状況です。

今後、地域の方々からの応募がなされることだと思います。以上で報告を終わります。

す。

岸部会長： ただ今の説明につきまして、ご意見ございませんか。まだ365件しか来ていないという風なことで、新年ということでもありまして、それから学校も今始まったばかりですので、これから来るのではないのでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。ございませんか。賞金もかけておりますので、皆さんたちからも、ぜひ、たくさん応募されるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

岸部会長： それでは続きまして、報告第14号に入りますが電算統合システムについて、事務局から説明願います。

事務局： 報告第14号の資料でございます。電算統合システムについて、ということで電算システムの統合のために委託先を別紙のとおり選定したので報告いたします。別紙の方に。電算システムの統合のための委託先は次のとおりとする。一つは、住民情報系電算システム統合委託業者 日本電気株式会社 二つ目が内部情報系電算システム統合委託業者 株式会社 アイシーエス。以上を委託先として選定したいという風なことでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

岸部会長： それでは、みなさんからご意見賜りたいと思います。

阿仁町小林委員： 三点ほどお願いいたします。分からないので、どうぞ教えてください。1の住民情報系電算システムと2の内部情報系電算システムの本質、違いとか説明して下さい。それからこの業者を選定するに至る経緯。どういうかたちで、おそらく応募した業者はたくさんあるのか、そのへんのところも。それから各町村では、現在、電算システムを導入していますけれど、それぞれの業者が違うと思うんですけど。今までの導入している業者、実際、反故にされまして新しく1、2の両業者に統一されるという認識でいいのか。そのへんところをご説明していただきたいと思います。

岸部会長： はい、それでは、三つ質問あったわけですが、最初の方からご説明下さい。事務局の方からお答え下さい。

事務局： 一つ目の、住民系の方の電算システムの関係は、住民基本台帳それから税関係、そういう風なものが主となっています。内部系というのが、財政システムそれから人事管理、主としてそういう風なことが主なものです。その他に、小さいものがい

ろいろありますけれども、主としてそういう状況でございます。それから住民系の方は、税の中には固定資産税とかそういうの全部入っています。それからもう一つ、最後の方の関係ですけれども、現在、各4町の町ではそれぞれいろんな機械が、コンピュータが入っております。これらを一つのシステムを、新しいシステムを導入して、現在使っているそれぞれの町のパソコンがあります。それからそれに関係したもの、それについては活用をしていく、そして現在、町でそれぞれ行なっているシステムは、合併前の3月31日まで、そのまま、ずーと継続して活用する。4月1日から移行した場合に、新しいシステムで対応する。というようなことで、今、準備中でございます。

それから選定の経緯でございますけれども、業務委託調査選定委員会が設置されておりまして、その中で、各6業者を候補にあげながら、プロポーザルにより、プレゼンテーション、デモンストレーションをやりながら、各業者を見てその中でこのシステム内容がいちばんいいんじゃないかと、いうことをそれぞれの町含めて検討した結果の内容で選定しました。以上でございます。

岸部会長： よろしゅうございますでしょうか。他にございませんでしょうか。

森吉町春日委員： 現在、4町の電算システムをみますと、鷹巣と森吉は、富士通ですね。

合川さんがIBM、阿仁さんがNTTという風なことで、常識的にみて、コスト面を考えれば富士通になるのかなあと、私は思っておったんですが、どうしたとか日本電気になっております。聞くところによりますとこの電算システムの統合に当たっては、各町村がこれに対応する予算化が必要である。つまりコスト面の問題だとか、リスクの問題が伴うわけですが、どうしてこのように別会社になったのか、ちょっと疑問に感じるわけですが、選定の仕方が検討委員会でなされたということでございますが、本来であればこの後のハードとかシステム全体を考えれば莫大な金額を伴う一連の事業の発端だわけですね。したがって、これは当然競争の原理がはたらかなければならないものと理解しますし、それから、前段で申し上げましたように、4町のうち、2町がセームしているということを勘案されれば別の選択肢もあったのではないかなと、私は思うんですが、どのような経緯でこのような選択がなされたのか、ご説明願います。

岸部会長： 事務局より、説明して下さい。幹事長さんの方から。

事務局（吉田幹事長）： 幹事会の吉田でございます。いま、春日委員さんがお話ありましたけれども、この電算統合には、本当に、これからの経費等々非常にそういう意

味では、ご指摘があるように財政の問題が大変かということで、我々は選考委員会の方も各6社の業者から内容等、それから、見積もり額をいただきまして、そこでいろいろと競争させていただきまして、それで、各町から出ております専門委員の皆さんに十分ご議論をしていただいて、その中で2社に選定いたしまして、それで最終的に、また2社に競争していただきまして、それで最終的に日本電気株式会社さんとアイシーエスさんということで決定いたしました。以上でございます。

森吉町春日委員： 選定の経緯については説明いただきました。それでは、このシステム統合、これ840万ですが、先ほど私が申し上げましたし、吉田助役さんがご説明あったように各町がこれに伴って予算化、財政負担を伴うわけですが、どれぐらいの予算、各町がですね、必要とするものか概略で結構ですので説明願いたいと思います。

岸部会長： これは事務局の方から。

事務局： それでは、私の方から報告いたします。これからの電算統合の関係につきましては、ハード面、ソフト面の他にネットワークという問題もございまして、その他にネットワークを入れたものとしてご報告いたしますが、鷹巣町が総トータルで3億3千万。合川町が1億8千800万。森吉町が1億8千700万。阿仁町が、大変失礼しました。電算システムの分だけ申し上げますと。申し訳ございません。

岸部会長： それでは、時間が必要なようです。他になにか。今のことにしても結構ですが。吉田助役さんにお伺いしますけれども、既存のまったく考えないで新しくしたという風なことです。既存の全く考えなかったか、そのへんのところも、先ほど質問ありましたので、今調べている間に。

吉田幹事： 各町で今、各町で使用しているそのメーカーさんについてもいろいろ各委員さん、それから選定委員会の中でもご議論したんですけれども、実は、富士通さんの話は全然出なかったものですから、そういう意味では非常に我々の委員会の中でも議論には、富士通さんの話には、なかなかいかなかったというのが現実な問題です。それから最終的なことですが、今使っている機種、パソコンその等々については、なるべく点検をして、今使っているものをなるべく使えるように対応していきたいと、いう風なのが日本電気さんとアイシーエスさんのお話でしたので、そういう意味では、いま、各町が違う機種を使っている、それはなるべく使えるように対応していくということでございましたので、そこは、そういう風に私ども理解し

て、そのみちをいかしてもらいました。

岸部会長： ありがとうございます。それでは、先ほどの各町の負担について。

まだ時間がかかりますか。春日委員さん、さきほどの富士通の問題につきましてはご了解いただけましたですか。はい、有難うございました。

鷹巣町檜森委員： 大変あの、吉田助役さんの説明わかりかねます。基本的に鷹巣の人口が21,800人です。そうするというと半分以上電算の場合には、システムとしてどちらにのるか、全部変えるよりは、半分以上といった場合は扱いやすいという意見があったんです。今回、今、このあとにお聞きしようと思っていたんですが、ネットワークの問題なんです。

ネットワークというのは、秋田県というのは、大変、他県よりもネットワーク進んでおって、光ケーブル、各町村に全部引いてあるんです。県との打ち合わせもやりになったのか、ご指導いただいておりますかということをお聞きしたいと思います。

岸部会長： 吉田幹事長さんわかりますか。

吉田幹事長： ネットワークについての県の指導については受けておりません。

鷹巣町檜森委員： そうすれば、もう一つ、指導を受けない、それから勉強しないということであれば、日本はいまですね、光ケーブルがあまってるんです。ですから現実を見据えますというと、県で投資した資金というのは莫大だったんですよ。そういう面も、世の中はどんどん整備されているんですよ。整備された上にも、また追加するということは、ちょっと考え方として不測だと思います、私は。もう少しこう、まわりを見て、汗を流して自らの体験で仕事をしていって下さい。そうしなければ向上なりません。

岸部会長： いまのネットワークのものの問題も含めて、事務局から。

事務局： それでは、2社のハード、ソフト分の金額でございますが、4億6千万ほどと計算してございます。各町村ごとについての負担につきましては、これからということになるかと思います。ネットワークにつきましてもこれからの検討ということになりますので、よろしくお願いします。

鷹巣町檜森委員： よろしいですか、システムができてネットワークがないということ、

なりたないです、これ。ネットワークがあって初めてシステムなんです。だからおかしい。

事務局： 実際にネットワークが活動して、テスト等の関係を必要なものは秋以降になるうかという風に思いますので、それまでにつきましては、借り入れ等についても検討するということになるかと思います。

鷹巣町檜森委員： そうすれば、電算そのものがシステムとそれからネットワークが合わさってはじめてシステムです。二つ合わさってシステムなんです。これは単なるソフトの話をしているともは思うんですがね。なんで、そうすると一年間はあらためて猶予するのに、いくらもないんです。既存のものを使えばどれぐらいなんです。その点を出して下さい。

事務局： いま、現時点ではすぐ出すことが出来る資料的がありませんので。

鷹巣町檜森委員： というのは、一コーナー何円なんです。それを計算すると出てくるんです。出てこないとおかしいんです。

岸部会長： すぐに出ますか。

阿仁町山田博康委員： いま、変な話ですけど、何のために合併するかということを、です。前の話ですがね、要するにコストを軽減するということが最大の目的だけでしょう。ということになったらどういう方法をとっていったら一番いいのかということ、知らなかったら学ばなければならぬわけでしょう。それ、何にもしないでいま、問題が発生してから、これから勉強するということではねえ、とってもじゃないですけども、協議そのものが前に進まないのじゃないんですか。そこへんところを、もうちょっと本腰をいれて、幹事のみなさん、そこがですね、委員の皆さんにきちっとした情報提供を開示した中で、ものを求められるかたちでない、ただ、こちらの質問にたいして計算していない、これからですでは、あまりにもお粗末じゃないですか。

岸部会長： そのとおりだと思います。ちょっとお待ち下さい。

事務局： 大変申しわけございません。このシステムについては、第3回の任意協の時から

ら、こういう風なシステムでやっていくという風なことを含めて相対的にどういうものが今後必要かと、いうことをいままで進めてきたわけです。そして、選考委員会でこういうなかたちで、今後、どのようなシステムの中でいくということを、さらにいま基本設計の中で組んでいながら、その中にいろいろ出てきます。そして、この方向には、どのような方向でいけばいいかといま、現在がこの2社を指定して、この中で含めて既存のものをどのようななかたちで活用するかと、ネットワークについては、いま、国の方に申請する中での設定を、いま、県とつめているところです。それを新市の中に設定する場合と借りの場合、これらを含めて、いま、一緒に併せての中味についてつめているところでございますので、檜森委員さんが言ったように単価については具体的なことは出ていない、資料はもちあわせてありません。この新システムの流れではこういったかたちで、いま、進めている状況だということでございます。

鷹巣町檜森委員： そうすればあえてもう一度お聞きしますが、これ言ってみれば計算機なんです。計算機も数多くの計算機並べただけなんです。こんなに大儀なものではないんです、本当は。なぜ、私いま、両方の話をしているかというと、新しい市になる場合に、安心ということをつくらなければならない。単なるこのシステムを導入して税金が増える訳でもないし、職員が減る訳でもないし、効率が上がる訳でもないんです。ないんですよ。それで、なんでこのネットワークの中にどんなものを組み込んで、新しい市の像を形成行くかということが大切なんです。ですから、あえて私がお聞きしているのは、ネットワークを張り巡らして、どういう社会をつくるのかという根本がなければ、何を考えているか、そこをお聞きしたいんです。

事務局： ですから、ネットワークは今後、構築しながらいくということは、今後の計画の中には入っております。それで、各既存システムの関係ですけれども、この既存システムの拡張によるシステムの今後を考えた場合に、3月31日までずーと動いていかなければならない、入れ替えしなればならない中で、機械をいちいち止めるわけにいかないというのがあります。それから、17年以降、国の電子自治体の中でそれにむけた取り組みをいまからしていかないと、それになってから、はい、またやります、こういう風に金がかかりますという風な中ではいけない。ですからそれを含めて新システムでいかなければならない。それからこのシステムが集約される側の職員に対する負担が既存の場合だとかなりかかっている、という風なのがあります。それから、この新システムをやった場合の有効性というのが、四つの町のものを新たに一緒に入れていかないと、一つ一つの町を全部四つに切って、それぞれの各係りのものを入れていかなければいけないと、というような作業を並行してい

かないと新市に切り替えるときには対応するのにどうしても間に合わない、というようなのが大きいわけです。ですから、既存でのものがこわれればそれに対して間に合わない状況での方向しかならないのではないかと、いま、検討されているところ
です。

鷹巣町檜森委員： もう一つ伺いますが、新市は、分庁方式ですね。本庁方式でなく分
庁方式ですね。

事務局： 総合支庁方式でございます。

鷹巣町檜森委員： その総合支庁で、それぞれの役割を持つということですね。

事務局： はい、そうです。窓口業務を含めて持つと、ですからそれに対してはネットワ
ークが確かに必要だと。だからネットワークについての方法を、いま、考えておる
状況でございます。

鷹巣町檜森委員： そうしますというと、総合支庁方式という方式をとりますというと、
現在あるのを使っても、そんなに不便ではないことになるんです。

事務局： 現在使っているシステムそのものを、別に新しくして既存のものを、現在使っ
ているパソコンとかそういうのが、その後有効に活用するということです。

鷹巣町檜森委員： システムそのものを変えなくとも、いまのままだと、総合支庁方式の
本庁方式に変えない限りは、これでいいということなんですよ。

事務局： あくまで、4町一斉に同じところで、同じものをデータを取り出していかない
ことについては、やはり同じシステムで連携して同じところで全部だすような、
かたのシステムでないと、これは住民サービスの効果があらわれないというふう
に思っています。

鷹巣町檜森委員： これはネットワーク使うことによって、それぞれの機器が、書式が変
わらないとそんなに中味が変わらないですよ。

事務局： 書式でなくて、あくまでも、今現在、国の言っている電子自治体と、それから
法改正に対していくには、新施設でないといけなと。では、既存のものをシステ

ムそのまま使う場合には、法改正になった場合にその法改正に合わせた、また、システムを直していかなければならない。そのための金が、また、どんどんかかっていくということです。

鷹巣町檜森委員： ですから私は、将来は変えてもいいわけですが、時間がないとか、検討する場所がないとかいうことを話になりますから、今、やらなければ間に合わないと言いますから、当面、いまのを使いながら、時間をかけて、手間ひまをかけて、汗をかいて、新市に一番ふさわしいものをつくったらいかがかということをご提案したわけです。

事務局： そのご提案はわかりますけれども、やはり、新システムと一緒にこの展開していかないと今後の新市へ行った場合の住民サービスを効率的にやるかと、できないというのが、私たちが各4町の電算担当者がずいぶん考えてやった内容でございますので。

鷹巣町檜森委員： それはなんで、4町の職員が集まって検討したといっても、なに違いがあるんです。例えば、印鑑証明の書式が違ふとかということがあっても、そんなに支障がない訳でしょう。使う側は支障がないんです。使う側に支障がなければそれでいいでしょう。

事務局： ただ、証明だけの問題では、確かにそのとおりです。そのままの様式でも可能だけれども……

鷹巣町檜森委員： 税に関しても同じでしょ。

事務局： やはり、今現在使っている鷹巣のパソコンの場合でも二世代古いシステムなんです。ですから、パソコンのキーワードも今カタカナ入力なんです。今使っているのが、非常に役場の職員は使いにくいという風に言っているんです。今現在。

鷹巣町檜森委員： そういうようなことをもう少し詳しく教えていただければ、報告していただければ分かる訳ですが、単にこの2枚のペーパーでもって判断して、神様でもないのにこれを、これで由とすることもまた、いいかもしれませんが、この2枚のことだけでは、分かりません。

事務局： はい、そのとおりでございます。いずれ今後決まった中では、随時、協議会の

中に報告しながら資料の説明をしながらやって行きますので、よろしくご理解の程をお願いしたいと思います。

阿仁町小林委員： 委員の皆さんから、それぞれ積極的な提言ありますけれど、委員で、せっかく事務局で決めたものを覆すことはできないと思います。それなりに事務当局は十分にその意志が反映されるかたちで、今後運用してほしいと思います。ちょっとお伺いしたいのは、さっきですね、2社で4億6千万かかると言っていましたね、この前国の補助金対象が、確かハード部分だけ対象になると適用になると言われていますけれど、4億6千万の中で国の補助対象額がいくらか、そのへんところを教えていただければ。

岸部会長： それでは、事務局の方から。

事務局： それでは、ご説明いたします。統合になるハードの分につきましては。1億5千万ほどとみてございます。合併推進債をもし活用すると仮定したということでご説明いたしますれば、9割は合併推進債、1割を自己負担ということで、なるうかと思えます。

また、ソフトにつきましては、合併に関する事業については二分の一が、特別交付税対象となりますので、3億1千万の半分ぐらい、半分は特交対象になる、いうふうに想定してございます。以上です。

岸部会長： よろしゅうございますか。コンピュータの問題は、非常に合併するにあたっての大きな問題でございますので、十分審議していただきたいと思えます。

他に、まだあると思えますけれども。どうぞ、ございませんか。

(なしの声あり)

岸部会長： 皆さん、了解されましたでしょうか。まだ少しは心配のところもありますが、どうも説明が、私たちが聞いたときのものと少しスムーズでない気がいたしますが、申し訳ない。つまり私が知っているのは、既存のものについては新市がスタートするまでそのまま使っていくと、その間に、新しいものについて、切り替えて統一したものにしていくという具合に聞いております。それについては、現在使っているものでも、もう古くなってしまっているのが、いう風なことで新しいものに向けていったほうがいい。それから新しいものに切り替えて、市として4町が同じ機種を持ったにしても、いろんな次から次と新しいものが来ると、書式に関しても、そういう場合も非常に一緒にしておきますと切り替え易いと、落着きやすいと、バ

ージョンアップしていきやすいという風なことでございますので、私たち、一応了解したつもりでした。また、光ファイバーにつきましては、すでにNTTあたりで全部張り巡らされているわけですね。それを一時は借りたようなかたちにしながら必要であれば、必要であれば、新市でというようなことで、私は非常にフェアだと思ったんですが、いずれよろしゅうございますか。

じゃ、以上報告事項につきましては、これで終わります。

岸部会長： それでは次に協議に入ります。協議第14号 財産の取扱いについて、事務局の方から説明願います。

事務局： 先回、第2回の協議会の時に提案した別冊になっておりますけれども、その中の協議第14号 財産の取扱いについて、でございます。

その資料の2頁になりますけれども、協議事項が財産の取扱いということで、調整の内容については、4町の保有する財産（権利、債務を含む）これが全て新市に引き継ぐものとする。ただし、財産区等地元と調整が必要な事項については、別途提案する、ということで2頁以降それぞれ詳しく、先回、資料提示しておりますので、これについて今後どういう風なかたちで調整を図っていますということについてご協議願えればという風に思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

岸部会長： それでは、14号につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

森吉町庄司委員： 4町の所有する財産、そのまま、新市に引き継ぐということはこれだいたいと思うわけですが、いずれこの今出ている数字は、15年度決算見込みということで、これいま既にもうだいぶ各町とも数字の変動があると思います。それとまた、いわゆる16年度この1年間というもののやはり、4町それぞれこの数字、プラス、マイナスだいぶ変動があると思うわけですので、この数字というのは、いつの時点で、とらえるか。たとえば、特殊な内金は別にしても、例えば財調基金はいろいろなものに使えるし、基金等、こういうもの、いつの時点で数字を押さえるかということについて一つ。それと、いわゆる財調基金等についてのたとえば県の方では、ある程度この程度の基金は必要だよと、財政需要規模の何パーセント程度とかそういう資料と言いますか、指標のようなものがあるかどうか、この2点について、まずお知らせ願います。

岸部会長： 事務局、説明下さい。

事務局： 資料の12頁に基金の別紙9というのを載せています。これは、平成15年度

の決算見込みの数字でございますが、１６年度現在、いま進めておりますので、これから、各４町の状況をみて新市町づくり計画がこれからつくられます。その中に財政計画というのを急いで作成しなければなりません。その時は、現在のいろんな新しい数字を使いながら基本計画を策定していく予定ですので、現時点では、この１２頁にあります１５年度決算見込みを考えていきたいと思います。それから、県の指標というのはあくまでも類似団体の指標を、私ら活用しているということでございますので、それでよろしいでしょうか。

森吉町庄司委員： 県の指標は、それはそれでよろしいですが、ただ、財政計画を立てる段階でこの数字を載せるということはちょっと現実ばなれでないかと感じるわけです。というのは、新年度予算の段階で今後の数字が変わっている町があるのではないかと、というにはうちの方もはっきりいって森吉の場合も数字が変わっておるわけです。ですから、そういう段階で載せるとすれば、１５年度、例えば、これを取り崩しすると、また積立する、そういう計画あると思いますので、そういう現実的に対応していった方が、私は、本当に新市の発足している場合にいいのではないかという感じるわけですが、その点について、今一度。

事務局： そのとおりでございます。ですから今後、１６年度の新しい数字を活用して、そして行くという風なことでございますので、庄司議長さん、言うとおり、そういう風な数字を出すのを含めてやって行く予定でございます。

森吉町春日委員： 関連いたします。当然、数字が動いたわけですから、新しい資料を出してもらわなければ審議できない訳です。それは、庄司委員と一緒にですが、今、事務局の説明によると新しい数字を示して協議していただくと、こういうことですが、最低限として例えば財調基金とか、各町に共通する基本的な基金については、標準財政規模の何パーセントぐらいを、お互い一つの最低限の努力として留保するとかというルールを決めないと、使ってしまうばなくなるわけですから、そういうのが必要じゃないかなあと私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

岸部会長： そのへんのところを、また、考慮に入れて、もう一度事務局としては。

事務局： これは事務局案、合併協議会の事務局としては、そこらへんまでまだできないわけでございます。あくまでも４町の、それぞれ町の状況でございますので。

森吉町春日委員： だから、この場でそういう話し合いを、申し合わせをしなければ取り

崩して使ってしまったら、あとなくなるわけでしょ。そういう歩調をとらなきゃならないのではないですか、という提案をしているのです、私は。

事務局： そうすれば、各委員のいろいろな意見を出してもらい、合意して、それを各町の方に要請なり、というかたちでしていくという風なことで委員の皆さん、いろいろご協議下さればという風に思っています。

岸部会長： 意見を賜ります。委員としての、合併協議会としての意見をきちっとおかないと、いま、危惧されているようなことが出てきかねませんので。どうぞ、春日委員さん一つ。

森吉町春日委員： よその協議会では、やはり、私が今言ったようなかたちで、2%とか3%とかいう留保しているようです。だから特殊なその町独自の基金というのは、これあるわけですが、財調基金だとかこれ、町の財政の根幹に係る問題ですし、地方財政法2条に定められている基金ですので、そうしたの、やっぱりお互い標準財政規模にしたがって足並みを揃えるということに、私はすべきだと思うんです。ぜひ、各委員さん、意見出してもらいたいし、幹事会でそこらをきちっとこう、私は協議してこの場に出してもらいたかったと思うんですけれども。

岸部会長： なかなか難しいと思いますけれど、皆さんたちから、もう少し、町政を担っている議員さんたちからですね、直接ご意見を出していただいて、それをまた幹事会の方に反映させていただくというかたちで、最初から事務局というのはかなりこの問題、難しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

森吉町庄司委員： いま春日委員の意見も確かにそうではありますが、まあ、はっきり言って同じ町から出てちょっと、ちょっと違う感じするわけで、ただ、今会長さん、言ったとおり、はっきり言ってこれ難しいわけね、たとえば財調は何パーセント程度なければならない、というようなことになって、そうすれば逆にこんどマイナスの財産の関係出てくるわけです。ですから、はっきり言えばトータルで議論していく必要がありますので、なかなかはっきり言って、さっきの問題、何パーセント適当だかと、適正だかという問題ですな、はっきり言って非常に難しいと思います。ただ、私の聞いたのは、そういう、たとえば県の指導といいますか、やっぱり一緒になったらこの程度必要だよ、財調が少ないといっていれば他の基金もなんかこっちにもあるんだよと。トータルでその財産マイナス、適当だよというような感じをもっています。

岸部会長： わかりました。なかなか難しい問題だとは思いますが、他の町の方からいかがでしょう。山田議長さん、なにか。

阿仁町山田博康委員： やっぱり財産に係る問題ね、財調基金だと、なんかすると、はっきり言ってしまうのは、なんにも言えなくなるんですよ。ですから、やっぱり、ただ、基本的にはいま他で言っているのは合併する前にあるものは使ってしまうということね、こういうことだけは、やっぱり、つつしんでもらいたいということ進めて行く上の基本的なルールであって、だから、それぞれの町、それぞれの歴史があって、きっちり貯めてきたところもあるでしょうし、貯めるなんて全然なくて、やっとなにかきつつ、それが合併して一つの町に、新しい町づくりにいくというものですから。その時点、負担をしようとする時点で、やっぱり、いま話されるその基準財政需要の何パーセントとかようなことの議論になると前に話が進まなくなるので、少なくともあるものに関しては、合併に向けてそれは特別なことがないかぎり、新市に引き継ぐというような、そういうルールの確認のぐらいで、しめていただかないと大変だと、僕は思います。

岸部会長： そのとおりだと思いますが、他の町、合川町さんの場合いかが、何かご意見ございませんか。鷹巣の方はいかがでしょう。

鷹巣町清水委員： 非常に難しいと思います。かつて昭和の合併の時に足並み揃えないで一年遅らかしてもまず財産を個人に配分して合併したとこういう例もあったわけですが、それは当時のことだと思いますのでいろいろ具体的な問題も伴ったわけですが、やっぱり基金と借金、バランスが取れているものであればいいわけですが、それぞれ各町村の事情があって基金があり、借金、ということだわけですので、これを何かのかたちで揃えていくか、あるいは、ある程度使わないで行くか、こういうことは非常に私は難しいのではないかと思います。しかし、いまは先ほどお話しであることに電算とかシステムが完備するので、わりあいと私はそういうことはないのではないかなと思います。そして他の方からもかなり見られる状態にある。お互いにそういうことを期待しながら、やっぱり合併すべきではないのかな、思います。あまりこうくりだすというと、そこらへん合併してからもいろいろ問題が残ると思います。そういう点ではやはりオープンにして、お互いにこう横目を使いながら、よその方を見ながらやっていけばいいのではないかと思います。

岸部会長： わかりました。非常に難しいといえば、基本的なことな訳ですが、お

互い信頼しあって一緒にやるわけございますから、そういうところをお互いに紳士的にいきたいと思いますからよろしくお願いいたします。この問題につきまして、他にございませんか。

鷹巣町千葉委員： 財産の取扱いの別紙3のところ、私の資料によるとページ打たれていませんので、ページはわかりませんが、普通財産の状況というのがありまして説明資料見ますとバラバラですね、項目が。たとえばその他施設というふうに鷹巣にはありますが、他町には、合川、森吉にはない。それから合川、森吉、阿仁町には山林というのがありますが、鷹巣にはない。それからその下の建物でも公営住宅というのが、合川、阿仁町にある。あるいは、その他施設ともあるんですが、鷹巣は全部その他施設ということでくられております。これでは全くわからないことになるでないのですか。これでは、鷹巣はそうすると山林はないということになるのかどうかですね。それから、建物も鷹巣はその他施設だけで、あとは他の町にあるようなこういう、よその町にあるようなものはないということになるのか。そのへんのところについてお知らせ下さい。

岸部会長： 事務局の方でよろしいですか。

事務局： 別紙3の普通財産の状況の6頁でございます。それと、別紙1の行政財産の状況、4頁と6頁をまず対比してみて、それぞれの町での明示の捉え方がそれぞれ、若干違つての記載になっています。ですから、千葉委員が言ったような、鷹巣の森林等があります。ですけれども本来、6頁の方に載っているものが別紙1の方に載っていると、こういうふうな資料が、町がまちまちの状況でこういうような違いがあるということでございます。

鷹巣町千葉委員： それが大変混乱をさせることになるわけです。さっき電算機のとくにも話出たんですけども、これから統一をして皆にわかるような、わかりやすいようなものにしていかなきゃならないという時、行政財産の方には載っているけれども、普通財産の方には載っておらないという、そういう載せ方というのはおかしいんじゃないですかという風に私、お伺いしているのですけれども。

もう少し補足させていただきますと、それぞれの行政がいままでやってきた経過があるのしょうから、その扱いまでどうのこうの言いませんけれども、私どもに資料を出す際には、やはり可能な限り統一した資料でお出しただかないと、あっち見て、こっち見て、あすこに載っていますから、ここのなん頁に載っていますからという風に言われても困るということを申し添えたいと思います。

事務局： わかりました。今後、そういう風なかたちで統一したものということで明示したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： 他にございませんか。

合川町成田委員： 財産の件ですが、他の町村は3町村とも財産区方式をとっております。うちの方は町行造林方式をとっております。条例上、実績がどうなっているのか、参考までに提出いただければありがたいと思います。さっき、千葉委員さんの方から、うち方のような方式は他町村ではないのかどうか、というような問題もありましたので、あわせてお願いしたいと思います。

岸部会長： 事務局の方でこれを出すにあたっての、どうかたちでつくったか、それお知らせ下さい。

事務局： いま、お話ありました合川町は町行造林、確か、合川町の方にはそれがあります。他の方の町には、森吉もあります。鷹巣と阿仁町はありませんけれども、いずれこれがそれぞれの地区の方々と契約を結んでいままでずっとやってきておりますので、これはそのまま、その契約どおり新市の中で継続して引き継ぐという風には思っております。

合川町成田委員： そうということですので、我々とすれば検討資料としてそういうことが必要だということで提出していただければありがたい。

岸部会長： よろしいですね、今後について。

事務局： そうすれば、28日、今後第4回の法定協議会を予定していますのでその際に提出したいと思いますので、よろしいでしょうか。

岸部会長： 他にございませんか。

阿仁町小林委員： 子細のことですけれど、2頁の上から2段目の調整の内容、つまり財産区と地元との調整が必要な事項については別途提案するとありますけれど、どういう調整作業するのかということと、別途提案の時期、いつ頃か教えていただければ。

岸部会長： わかりますか、事務局の方で。

事務局： この別途提案というのが、今現在各町のいろいろなデータを調べて集約中でございますので、次回の、第4回の協議会の時に提出したいという風に思っています。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。

鷹巣町千葉委員： 先ほどご要望申し上げましたですけれども、それを整理する段階で立木との関係はどうなるのか、立木との関係も含めておいていただきたいと思います。

岸部会長： わかりました。他にございませんか。どうぞ。

森吉町春日委員： 各町の建物は、たいてい、行政財産になっていると思うんですが、それが純然たる町が使用しているものと、他の団体に使用されているものというのがあると思うんですが、そうしたものの区分けをぜひ出してもらいたいと思います。たとえば公社であるとか、そういう共同だとかのものに使用させているものがあるんですね、そうしたものが合併した時に、その後の引継ぎ、そうしたものに供するというようなかたちになるのかどうかということを協議しなければならないと思いますので、そうした区分けもお願いしたいと思います。

岸部会長： わかりました。他によろしいですか。それでは、なしと認めます。

岸部会長： つぎの協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これにつきまして、まず、事務局の方から。

事務局： 今日お渡しいたしました、追加資料というもので、協議第15号、追加資料ありますけれども、この概要を若干ご説明したいと思います。

2枚ものになっておりますけれども、前回提案いただいた資料の他に、その後、変わってきておりますので、県内の合併協議会の事例という風なことで2頁に渡って載せております。これらの構成内容が調整内容、小委員会の設置状況、それから状況、これら継続確認の状況、それから備考というかたちでそれぞれの現在の協議会の状況載せています。そして、前回、お話いたしましたとおり、各専門部会の方にも話した中では、調整内容は、議会議員の定数及び任期について、その提案方法を含め調査検討し合併協議会で決定すると、いうふうにして、どういう風なかたち

で、今後決定するまでの中をいろいろ資料には、継続、定数、任期、いろいろあります。これを進める前に協議会の中で、入り口の段階でどういう風なかたちの話をしていきながら、それぞれ4町の町、議会、それぞれ協議しなければいけないものもいろいろあると思います。そういう風なことを含めてどういう風なかたちで最低、協議していくかということでございますので、よろしく、各委員の皆様のいろいろな意見を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： どうぞ、ご意見出して下さい。

森吉町片山委員： いまテレビ、新聞等でこのことに関しては、特に大仙市では騒ぎになっております。まず、新市の議員数並びに任期のありようについて、一般住民の立場からこうして発言させていただきたいと思います。

新市では、在任特例は採用せずに定数特例を適用しながら、要は独自の最良の方法を考案して、その元で議会が発足されることを切望するものです。あくまでも個人的な意見としてお聞きいただきたいと思います。当初は、4月2日、NHKで放映された京丹後市の適用方法、定数を考えておりましたが、それですと、人口の多い旧鷹巣町が突出して当選する可能性が高い。対等合併の基本理念を大事とする以上は、一期目はそれぞれの旧町から、7名というのは私の考えですので、これは変わってもいいんですけど、7名ずつを平等に選出、28名で4年間の任期と定め、その後は、定数26名、任期4年の通常選挙を実施する。この方法を用いますとよりすぐられた4町の議員さんたちにより、最初の4年間で旧町間より持ち込まれた難問題を解決してほしいと、新市の運営の未解決な安定したビジョンが示されると思われるわけです。そして、通常選挙と同時に京丹後市のように名称はともかく旧町から大人数を選出した協議会あるいは審議会を設置し、住民の課題と声を行政に提言する組織を発足させ、2名が多いことで約3,398万円の増になりますが、このことによってよりよい審議がつくされるならば、この程度の数字は住民サイドからも十分に理解を得られる範囲と確信いたします。

最後に、今回いたしかたなく行なわれようとする合併は、財政難で崩壊寸前の町と町がよりよい、歯を食いしばって明日を切り開こうとして進められていくわけですから、可能な限りスリムなかたちで新市の議会が開かれることを希望しております。以上です。

岸部会長： 有難うございました。ただ今の意見或いはまた、はい、どうぞ。

合川町成田委員： 各町の議長さんにお伺いしますが、各町の議会内でこの定数の問題について話し合いが行われているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

岸部会長： まず合川さんの方から。

合川町佐藤委員： まだ、全然話し合いはされてありません。

岸部会長： 阿仁町さんの方は。

阿仁町山田博康委員： うちの方は、法定協に臨むにあたりまして議員全員の全員協議会をもってあります。いまお話の件につきましても、4月1日にその議員各位から意見聴取をしております、うちの方の議会としては、定数でなくて在任特例ということで大きくすると、それはまず、なぜかと言いますと、まるっきりというか、新しいそれぞれの四つの町が一つになるのですから、市長も議員もまるっきりスタートということであればいろいろ大変じゃないかと、市長は新市ともに当然選ばれるわけですから、新しい市長のもとで、それぞれ町の課題いろんな問題等もありますので、最低まず半年ぐらいは在任で叶うものであればその要するに全体の任期もあるでしょうけれど、1年、最低でも半年の在任は、主張というか、出したいなど、こういうことでありまして、以上でございます。

岸部会長： 有難うございます。森吉町さんの場合は。

森吉町庄司委員： うちの方は、全協の時に、これ案件になかったわけですが、その他というところで私からも提案しまして、いずれ合併協があるので、定数の問題が出るということで急きょだったようですが、18名のうち一人が欠席で、17名の出席、その中で一人は保留したわけですが、あといろいろありました。はっきり言って。やっぱり在任特例、先ず結論から申し上げれば、在任特例をやるべきだという人が多かったように私思います。ただ、中にはやはり設置選挙、すぐに選挙やるべきだという人も4名ほどおりました。後はいわゆる在任特例、2年まんぶやるべきだ、というのはその理由は合併協、いままで任意協こうやっているわけですが、なんかちょっと時間が足りなかったのではないかと、その中で、ですから、そういうの協議にのせるためにはやっぱり最低でも1年、2年は必要だ。そういうようだ、こういう三つの意見ですな、あと一人は、今急なのでまだ述べないという方がおりましたが、いずれ、そういう状況です。

岸部会長： 有難うございました。鷹巣の清水委員さん。

鷹巣町清水委員： 選挙終わったばかりで、協議会も何も開いておりません。改選前に、若干、こういう話が出ておったわけです。これは、やっぱり合併協の中でだいたいどういう方向付けで話がなされるかと、いうことを見極めなきゃならない。皆さんご存知のように、人口の割合からいくと約半分あるので、おそらく定数が決まって、13人ぐらいあるだろうと、しかも、私なんか最低の得票ですけども、得票数を考えても、皆さん方が非常に厳しくなると思います。こういう点からいっても鷹巣わりあいとこの、阿仁部の皆さんにお任せしてもいいのではないかと、というような話さえ出ております。

しかし、私個人のことを申し上げると、私は市長と同時の選挙であってほしいと思います。これでさんざん苦労してきたので、1年市長が早くて、議会の選挙1年遅れということは、もう野党も与党というものが4年間つきまとっています。これは非常に議会運営上うまくない。もう否応なしに新聞がそういう風にかきたてますから、したがって、私はやっぱり思い切ってやるのだったら、もう一気に改選して市長と同時選挙と。将来の市の、議会運営のために禍根を残さないためにはそれが一番いいと思っています。

岸部会長： 簾内委員。

鷹巣町簾内委員： 同じ鷹巣で、議長と考え方が全く違います。念のため申し上げますけれど、議長のは、議長の個人の意見ですので。私は、今日の協議会に来る段階で5人の方の意見を聞いて、まだ、当選したばかりですので、全体の調整していません。5人の意見を調整して私の考え方と同じであったということで、具体的なことを披露したいと思います。

森吉町は来年の9月20日、任期ですので、まずわかりやすく18年3月までに延ばしてもらって、後は、26名ということで一斉に選挙する。ですから、鷹巣から言わせれば1年間は合併しても延ばすということです。そうして与党、野党というのこれしかたないです。マスコミがいろいろこう宣伝してくれるし、比内の選挙、私見にいつてきました。もうめっちゃくちゃです。主義主張もなにもない、とにかく自分の選挙だけです。ですから、いらない混乱を招く、したがって、17年3月、先ず市長選挙は必要ですけども、その後、74名ですけども、地区の行政のいまの幹事会で洗い出すこと以外に議員でなければできないようなことがあるので、1年間びっしり、そういうの洗い出して、そして、18年の3月何日か、まあ、4月の初めになるかわからないけれど、一気に選挙するという方向がいいのではないかと

ということで、私は仲間５名の考え方が全員それがいいと、２年特例はこれは無理だと、今の世論からいって無理だと、それから５２名と、２６名の倍特例もこれも無理だということで、私は今、手前みそですけれども具体例としていかなものかとして、提案したいということです。

岸部会長： 他にございませんか。どうぞ。

阿仁町三杉委員： わからないので教えていただきたいと思うんですけれども、在任特例、資料を見ますと殆どそういうかたちになっております。そうしますと、地域によって半年、１年、こうありますけれども議員さんの任期についても半年であっても、１年であっても、なんか特例というものがあるものかどうか、半年というともう半年の市会議員、半年という感じになるか。次に、選挙にふさわしい任期、こうなっていくものかどうか、そのところがちょっとわからないので教えて下さい。もう一つ、私ども町民がよく集まると、先ほど片山さんからもお話なりしましたが、大仙市のことがよく話題になります。それはやはり議員さんの数が多いということもですけれども、それに伴う報酬というものの多さに驚いているということもあります。先ほど片山さん、何千なんぼとかの報酬の額はっきり出されていましたが、議員報酬というのは、各町でそれぞれ異なっているということはわかっておりますが、その議員報酬が決まる過程ですね、どんなかたちで、なにを算定基準にしているのか、そして誰がそれを決めているのかが、ちょっとわからないので、そこいらへんをお聞きして、そのあとに皆さんのお考えを聞いて、自分のなりに、こう協議会の中で意見が言えるようにしたいと思いますので、２点についてよろしくお願いします。

岸部会長： いまの、事務局の方でどうですか。答えられる範囲で、あと私が答えます。

事務局： 在任特例を使った場合というものでございますけれども、使った場合は合併後も引き続き新市の議員になることができます。この在任特例を使った場合は。

阿仁町三杉委員： すると市会議員になりますね。市会議員。私が聞きたいのは、市会議員一期となるでしょ。違いますか、一期４年という感じになるんじゃないんですかね。そうはならないのですか。

事務局： 在任の特例の場合は、あくまでも、その議員となる期間の特例でございます。それと定数の特例というのが、その他に特例ありますけれども、在任特例とは、あ

くまでも合併後２年内に限るという特例。ですから、今現在７４人の議員がおります。この在任特例を使った場合は、７４人の議員さんが合併後２年以内まで、新市の新議員としてなることができるということです。

阿仁町三杉委員： つまり半年でも２年ということ。

事務局： それはいかようにも。

阿仁町三杉委員： 全てできるということ。はい、わかりました。

事務局： それは議会で決めるということですね。それから、報酬の審議会がありますので、それはその町の審議会の方で決めている。ですからこの新市の新しい市になった場合は、条例で今度新しい条例をつくりますので、その場合に、もしやる場合は合併前に協議も必要だということです。

岸部会長： おわかりになりましたですか。わからなかったでしょ。

阿仁町三杉委員： まだ、ちょっとわからないですけど。

岸部会長： 特別職に対する審議委員というのが、町の場合は町民の中から選ばれて、その方たちが審議してこれぐらいが適当であろうと、いう社会情勢を見て決定するわけです。今度の場合は、市になった場合は同じようにそういうかたちで決定されると。よろしいですか。

阿仁町三杉委員： はい、わかりました。

岸部会長： 市で選んだ審議委員の方たちで決めるということです。

阿仁町佐藤委員： まず、最初に、４町のそれぞれの議会で結論がまだ出ておらないようでございますが、この問題に関しましては、まず第１に、それぞれ４町の議会の結論を尊重しながら、長い時間をかけて結論をだすべきだ。そういうふうに思っております。個人的な意見になりますが、基本的には、私は在任期間の適用です。これに賛成だわけでございます。ただ、前回も申しましたが、やはり我々の場合は昨年行なわれた住民のアンケート、この結果を多く見なければならぬのではないかなと、このように思っております。したがって今回のこの問題につきましても、４町

あわせて37.8%の比率、これがトップでございます。したがって、この結果を37.8%のこの比率をまず重く受け止めていかなければならないのではないかなとこのように思っております。我々いままで、地元に出まして合併の必要性を解いてきたわけですが、この場合将来の構想よりも、むしろ財政的もので解いてきております。したがって、単に半年とか1年とかということではなく、やっぱり住民の方々の理解を得られるような根拠、延長の場合ですな、この場合、そのようなものが必要でなかろうかな、このように思っております。したがって、まず、前回も関連して申し上げましたが、この合併にいたるまでのスケジュールが非常に超スピード的なものでございまして、したがって一般の住民の方々からもそれぞれの町の重要な課題がまだ解決されておらないと、このような意見が出されておるわけでございます。したがって、この合併前に解決できない、いろいろな重要な課題、つまり新しい市に引き継ぐこのような重要課題がどの程度あるものか、これによって、やはり適用、必要性などのやはり住民の理解を得るために明確に議論されるし、また、結論できなければ、他の地域にあるような問題が出てくるといような原因に思っているところです。私も個人的には先ほど申し上げましたが、合併した場合、最南端に位置する者としては、やはり発言が少ないと、つまり地域の格差が出てくると、こういうことからいっても、適用、これに賛成したいと思っておりますが、ただ、やはり繰り返しますが住民の理解を得ることになれば、はっきりした根拠、こういうものが必要になってくると思いますし、また、冒頭申し上げましたとおり、それぞれの議会の結論、これを尊重しながら議論すべきだと、こういう風に思っております。

岸部会長： 有難うございました。他にご意見ございませんか。

鷹巣町今野委員： この定数というよりも、定数のあれですが、最初に任期のことであります。先ほどいろいろいろいろお話がありましたように、町民といたしましては、市長が、市が誕生と同時に新しい市長選挙を行なうと、同時に行なうべきだという風な声がたくさんあるわけであります。というのは、やはり私たちが合併をする際に、一番肝心なのは財政に困っておるんだという風なことで、ご承知のように大仙市等々で、あのように大々的に新聞にあがるようでありますので、せっかく住民の代表がこんど住民に反対されるという風なことにならないような方向であるということであれば、やはり特例ということ、これは、決まっておる訳であるけれども、住民としては、即刻やっていただきたいというのが、まあ願いだというのであります。しかしながら、ご承知のように任期もそれぞれ違う訳でありますし、鷹巣、合川は今終わった選挙というような状況であります。やはり、森吉の17年9月29日

というのが任期満了であるわけありますが、その時期を統一して、そこで実施した方がいいのではないかという風に思うわけです。そうすると非常に鷹巣、合川の議員の方々には申し訳ないし、また、その他に申し訳ないわけでありますけれども、やはり住民には納得がいくのではないかとこういう風に思うわけであります。それからもう一つ定数につきましては、合併になる場合に26人ですか、ということになるわけでありますが、やはりこれによっていろいろ議員が出る、出ない町もあるというふうなそういう例もあるようであります。そういうところでは住民の首長の総機関という風なかたちで、住民の代表、各地域から、定数を出してそれを住民サービスの方にむけていくというような段階をとっておくところもあるようでありまして、やはり選挙区は大選挙区にするという風なことで、また、この任期を17年の9月の29日をするということがいいのではないかと、先ほどいらい、いろいろ話がありましたけれども、森吉の方に並べるのがいいのではないかと話がありましたけれども、そうすると町民が今度どうするかという風なことにもなるわけだために、一つ二つこれを契機にやはりやった方がいいのではないかと、こういう風に考えておるわけです。またそういう声が多いわけです。町民はもう既に市長と一緒にやった方がいいと、というのがそういう声でございます。大多数の方々はそういう声であります。なぜかというときも話したように財政をいう風な問題で、いろいろそれがいきているというのが、本当の声のようでございます。どうか一つ、そういう風な町民に理解されるような、そういうことで進めていただければなという風に思っております。以上であります。

岸部会長： 有難うございました。町民に理解されるような仕方とというようなことでございました。小林委員さん。

阿仁町小林委員： 先ほどうちの山田議長が申し上げましたけど、全協の中でいろんな議論がございました。その中にやはり国家財政、少なくとも国・地方を合わせて710兆円という風な、もう先進国では最大の債務国、その急迫事態を解消するためにということで、財政的な尺度だけで自治体を滅失させるようなことでいいのか、自治の本旨を失っている思想で果たしていいのかという議論もございました。そういう中で、こういう事例がございます。既に皆さん先刻承知かと思えますけれど、四国の香川県讃岐の国ですけれど、讃岐市が誕生したわけですね。5つの町村が一斉に選挙したところがある町だけが一人も議員が出なかった。これ寒川町、寒い川の町と書きますけれど、寒い思いをしているらしいですけど、12人おった議員が一人も当選できなかった。これではやっぱり市民の声が届かないっていうことがあって、選挙やってからしまったという事例があるんです。うち方の場合はやはり在

任特例を適用すべきである。しかしながら財政破綻ということを当然の課題としてありますので、最低限6ヶ月ぐらいは、やるべきだと。現在の14人の定員が新しい市に対して市民を代表として市民の付託を受けるものとしての義務を果たさなければ、6ヶ月ぐらいの期間が必要だということで、そういう申し合わせになったということをもう一度ご披露させていただきます

岸部会長： 有難うございました。他にございませんでしょうか。

阿仁町山田賢三委員： 議長にお尋ねしますけれども、この議員の特例、任期を認めるか認めないかというような問題、これ今日あれですか、各委員の意見を聞いて、今日意見集約するという方針を考えておられるのか、まず、その点を一つお尋ねいたします。

岸部会長： これは、できればそうしたいと思っていますけれども、できない場合は、次回に持ち越すか、或いは委員会の審議にするか。そういう風なことを考えています。

阿仁町山田賢三委員： じゃ、つづけます。先ほど、各議長さん方からこういろいろお話がございましたので、また、委員の方々の意見が出ています。そこで、それぞれ違ったかたちでこう意見が出ているわけで、これを今日、この場で、最終的には多数決によって決められると思うんですけれども、私は、そういうようなことでなく、この非常に大事なことでございますので、一つ継続審議すると、協議する、その場合にこのような正規の協議会でなく、協議会の下、懇談会のようなかたちで意見集約が若干の時間をおいてもまとめた方がいいのではないかと、こういう風に思いますけれども、皆さんに諮っていただけないかということ。

岸部会長： わかりました。その前に佐藤さん。ああそうですか。同じ意見だそうです。皆さん、如何でしょうか、ただいまのご提案ありました。今までのご意見を申し上げますと、片山さんのご意見、トップとして直ちに選挙という風なこと、それから6ヶ月、或いは12ヵ月、或いは2年という風なそういったご意見がいままで出ましたけれども、そういった任期の在任特例を適用するという風なことがございました。ゼロということで適用しないというようなことでございますけれども、そういったご意見もありましたし、それから、定数の問題もございました。そういうようなものも含めてそれぞれのところでもう一度、皆様に、委員の方たちが一人一人或いは各町ごとにでも結構です。いろいろ議論してもっと他の議員さんたち或いは町民の皆様たちからご意見を聞きながら、継続審議という具合にしたかどうかというご

意見のようです。如何でしょうか。

鷹巣町清水委員： 去年の、県の議長会の話でしたが、いわゆる小委員会を設けて9回開かれたと、こういう例もなされました。そういうことがあったわけだけれども、やっぱり今お話があったように、私は小委員会を作って、その中でそういうかたちでやった方がいいと思います。ただ、もう一つ私考えられる方法があるのでないかな。それは、最初の一期を小選挙区制でやっていくということは、特例とかにないものでしょうか。最初の一回だけ小選挙区制でやって、これも大きな検討課題の一つだと思いますけれども。

岸部会長： 佐藤副会長さんの方から。

佐藤副会長： この協議会、いままでスムーズにきたわけでありますけれども、この議員のところに来たら急に議論が活発になり、大変結構なことだと思いますけれども、私は、最終的にはそれぞれの町村の、議会の合意を得られないと、もちろん、決定しそうな候補を、ですけれども最終的にはそういうものに合意を得られないと、これは全体のしっかりとした合意形成がならないわけでありますのでいろんな意見があるわけでありますけれども、それぞれの議員の方も含めて地元を持ち帰って、それぞれの町村の中でよく協議をされて、在任特例も定数特例も含めてそれからいまあったように、鷹巣の議長さんが言ったように、合併の一期ぐらいは小選挙区制をとって、そういうことも含めて整理をしてきたらどうなのかと、そうした上で委員会を設けて、これは微妙な問題も、確かに一般の町民の声も大事であります。しかし、最終的に合併そのものを決めるのは、住民投票もあるわけでありますけれども、地元の議会であります。町民の方々が選んだ議会であります。そこをクリアしてこないとどんなに立派なものも成立しないと、こういう問題がありますので、私はそう思います。

岸部会長： 同じようなご意見だったと思います。選挙区制の問題、小選挙区制でやったらどうかという紆余曲折はありえないということですから、そういう風なことを含めて在任、それから定数、それから選挙の仕方、そういったものを含めて、今日はもちろん結論は出る問題ではないと私は思っております。これは、まだ時間かけていいと思います。もう少し時間かけてもいいと思いますけれども、如何でしょうか。はい、阿仁の議長さん、どうぞ。

(はいの声あり)

阿仁町山田博康委員： 必ずしも、集約してそういういま出た定数特例、在任特例を並行して進める、並行というか、今話したことで結構だと思います。議会の中でどちらを選ぶかということを、まず決めていただかないと、そこが今日こう、こうかどうかと話が全然まとまっていけないと思うんですよ。確かに今、小選挙区とか定数特例の中にでしかありえない話してございますので、それがでなくては、この場で当然各議会の協議を受けたかたちの中で一本化していただかないと大変話しが重複するんじゃないかと思うのですが、如何でしょうか。

岸部会長： 如何でしょうか、ただ今の意見につきまして。

阿仁町山田賢三委員： 今日、お話しが出ているのは、市長選挙と同じに平成17年3月に合併したならば、4月に市長選挙と市議員の選挙、同時にやれという意見が一つある。それから、6ヶ月間延ばして9月30日までの特例を求めたらどうかという意見。また、1年間という意見、2年間という最大の意見も出ている中において、ここで一つか二つに絞るということ事態は無理だろうと思うんです。だから、継続審議というかたちにおいて、その間に一ついろいろ意見交換をしながら、各町村が一致できるような案をまとめ上げた方がいいじゃないかと、こういう風に私は考えましたので、先ほど意見を述べたわけです。

阿仁町山田博康委員： 隣りと議論するじゃなくて、もちかえってその方向だけ、一本化していただかないと、同じ議論がどうどう巡りになるのではないかなと、ですから、定数特例にもっていくのか、在任特例なのかということだけでも各議会にその方向を一本化してもらわないと、そこはやっぱり全員一致とはいかないと思いますので、その方向だけを、ぜひここで決めてもらわないと、大変だということですよ。

岸部会長： この次まで決めなければならないという問題ではないですよ。ですから、私はですね、まあ、いろいろやってきたらいいのではないかと。そうしてその次あたりに、また、山田委員さんがおっしゃったことをそろそろ出していって、そして委員会方式でもいいし、なんでもいいんですけども、また時間かけてもこの問題はいいと思います。だからまだ、（今の議長のそれでいいと思うの声あり）そうですか。じゃ、一応そのようにいたしますので、皆さん十分議論して、1号委員、2号委員、3号委員の皆さんがそれぞれ代表でありますので、そうしたいと思います。何かご意見。

阿仁町佐藤委員： ちょっとわからないものでお聞きしたいと思いますが、適用するにし

てもしないのにしても、財政危機の問題だけで論じるというわけにいかないと思っております。ただ、特例法のことでなく、地域審議会、旧町村ごとにおくことに、おかなければならないことになっているかそこらへん、わかりませんが、地域審議会のこの組織、これは市長の諮問機関となっておりますが、これが、内容、わかりませんので、したがってつまりどの程度、民意を反映できる、つまり会なのか、これによって延長適用、必要ないという意見を私たちはとるのでございます。したがって審議会ということについて。

岸部会長： 審議会委員というのは、いまの自治会長さんと同じ立場です。ボランティアです。地域のいろんな意見を集約してくるのは、ボランティアですから、それといろんなことを、市の方向を決めるということは違うんです。ですから、それと今の議員の定数とか特例とかいうことは、全く別のかたちになりますので、選挙と一緒にしない方がいいと思うんです。そういうふうなものがもちろんあるわけです。あるいは調整とかですね、そういうのがある。よろしいですか。先ほどにもどりまして、もう少し皆でいろんな方向から結論をいま出さないで、時間をかけるということにしたいと思います。

それでは、この１５号の協議案につきましては、これで一応今回は、これで終わりにいたします。

岸部会長： 次に第１６号の農業委員会の委員の定数・任期の取扱いについて、事務局の方から説明下さい。

事務局： それでは、協議第１６号でございます。前回配布した資料の２８頁でございます。それと今日配布いたしました追加資料。最初に追加資料の方をご説明したいと思います。

一枚もの、追加資料で協議第１６号 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、という資料でございます。これはむ農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、各町も農業委員会でも次のとおり協議を進めていると、いう風な状況を載せています。一つ目は、農業委員会調整会議の設立がされたということです。それは、合併協議会の傘下である農業委員会における各町の、農業委員会事務局長の協議の結果、農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについては、秋田県農業会議の助言もあることから、各町農業委員会の会長、職務代理者、事務局長を構成員とする農業委員会調整会議を設けて協議することとし、ということで平成１６年２月２６日に設立され協議されております。

その中の協議の内容が次のような意見が集約されました。

が新市に一つの農業委員会を置く。

が四町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

が新市の選挙による委員の定数は 30 人とする。

が鷹巣町 2、合川町 1、森吉町 2、阿仁町 1 の選挙区を設置することとし、選挙区ごとの委員の定数は選挙人の数により調整する。ということで、第 3 が 協議内容の取扱いについて、このとおり集約された意見は、各町の、農業委員会の委員の了解を得た上で、合併協議会へも要望していくことという風なことでなっています。

3 町の農業委員会の総会が開催されまして、それぞれ内容について、こういう風な内容については、話し合われているそうでございます。

それではこの構成内容の関係でございますけれども、28 頁には農業委員会委員の定数及び任期について、この提案方法を含め調査・検討し、合併協議会で決定するという風な提案の内容でございますので、追加資料も含めていろんなご意見を、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

岸部会長： それでは、この協議、今年の 2 月 26 日に農業委員会調整会議というものを設けていただいて検討されておりました。これでいいかという風なこと、一つの、一つのあれになると思います。そして今回の、我々審議していくというようなことで、そういうようなことで、まず、これをこれでよろしいですか。

（はい、の声あり）

岸部会長： では、そう決定させていただきます。ありがとうございました。それでは第 16 号につきましては、そのように決定させていただきます。つまり農業委員会調整会議で決めたことを尊重してそのようにするという風なことです。

岸部会長： それでは、協議の第 17 号 平成 16 年度鷹巣阿仁地域合併協議会補正予算（案）について、事務局の方で説明して下さい。

事務局： 資料の協議第 17 号、横になっている資料でございます。平成 16 年度 鷹巣阿仁地域合併協議会補正予算（第 1 号）（案）でございます。1 頁目でございますけれども、今回の補正は、歳入歳出 16,563 千円を追加し、それぞれ合計を 40,063 千円と定めるものであります。

2 頁目をお開き願いたいと思います。2 頁目は歳入歳出の予算の対応です。

歳入歳出、こういうようなかたちで補正したいと。3 頁については、2 頁と同じに

なります。これの中でご説明したいと思います。説明は4頁からなります。4頁の歳入でございます。横のこういう風な資料でございますけれども、事前配布の中に入っていると思いますけれども、横になった資料、ありますか。4頁でございます。歳入 繰越金ですけれども、15年度予算は2月分と3月分の2ヵ月分しかなかったわけでございます。これで、繰越金として13,643千円。諸収入として先月に開催いたしました任意協議会からの残余金が、2,920千円が入っております。5頁目は、これに対して歳出でございますけれども、総務費 総務管理費の会議費でございます。会議費の補正は1,134千円 事務局費については、5,041千円、計の6,175千円を予算計上します。

初めに、会議費についての説明でございますけれども、1節の報酬には合併協議会が当初予定よりも今後回数が増えた場合又は小委員会が常設された場合を含めての報酬、それから費用弁償を設定しております。

需要費については、印刷用の用紙その他消耗品、それから使用料につきましても各種資料のコピー代を計上しています。

次の事務局費でございますけれども、これは主に新しく協議会の組織機構に入りました病院専門部会、それから電算準備室の事務費にあてるために主に組んだものでございます。旅費については、それぞれ開設される職員の出張旅費であります。需要費は960千円を計上していますが、この内訳は用紙や各種事務用品の消耗品です。事務機器の修繕費、借り上げる施設の電気、水道、暖房費等の他、資料等の印刷費を含めております。798千円を計上しています。それから、役務費については電話の架設料や電話使用料です。それから郵便・切手関係を含めています。委託費は事務局のメンテナンスその他を予定しております。14節の使用料賃借料はパソコンなどの各種事務機器の借り上げ、コピー使用料、それらを、1,050千円を計上しています。

工事請負費には事務室の改修工事費、これが765千円を計上しています。備品はパソコンプリンタ、それから事務用備品等でございます。

次に2款の事業推進費でございますけれども、この補正の追加は13節の委託料が中心になります。予算額の10,133千円の中で特に電算システム統合基本計画8,400千円、これは当初予定の15年度執行でやる予定が延びたために16年度に繰り越したものでございます。その他に合併推進事業業務の文書の委託業務においても15年度、16年度分、そろえてありますけれども、これについても16年度にこうだろうという風な感じでございます。

それから11節の需要費、それについてはその金額でございます。以上16年度補正予算の第1号案について、概略をご説明いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： ご意見を賜りたいと思います。如何ですか。

(意義なしの声あり)

岸部会長： よろしいですか。それではそういうようなことでありますので、そのように決定させていただきます。有難うございます。

岸部会長： それでは次回の第4回協議への提案事項、協議第18号 地方税の取扱いについて、説明下さい。

事務局： お手元の資料、別冊というので、今回、協議会の協議事項、本日の提案ということになります。協議第18号からそれぞれ21号まで区分けしております。これ一つご覧になって下さいますようお願いいたします。

協議第18号 地方税の取扱いでございます。地方税を取扱いについて、別紙のとおり提案いたします。

1 頁目をお開き下さいますようお願いします。1 頁目は地方税の、取扱いの中の個人町民税でございます。各町の分科会、専門部会で各事務事業をすり合わせ、そして調整して各専門部会の方で調整内容を提示してきたのが調整内容の中味であります。それは均等割りの税率については、地方税法の規定により3,000円とする。普通徴収の納期については国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編すると、いう風な内容でございます。1 頁が税率、納期ついてです。2 頁でございますけれども減免について、でございます。調整の内容が減免については、鷹巣町、阿仁町の例による合併時に統合すると、いう風な調整内容です。

3 頁が税率でございます。法人町民税の税率について、調整内容については、税率については現行どおり、標準税率とするということで税率についてそれぞれ説明資料の中で明示されます。

4 頁は減免です。法人町民税の減免について、調整内容が減免については、鷹巣町の例により合併時に統合するという風にしております。

5 頁、5 頁は固定資産税でございます。税率、納期、減免を明示しております。税率については現行どおりとする。納期については国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。減免については、鷹巣町、阿仁町、合川町の例により合併時に統合する。というような内容です。

6 頁は固定資産税の課税免除でございます。これは過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税減免については、合併後においても引き続き課税免除するものとする。いう内容でございます。

7 頁は軽自動車税でございます。税率、納期を書いております。税率、納期については、現行どおりとするというのが調整の内容でございます。

8 頁は軽自動車の減免でございます。減免については、鷹巣町、阿仁町の例により合併時に統合するというような内容でございます。

9 頁が町たばこ税、入湯税、鉱産税、特別土地保有税の調整内容でございます。市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。入湯税の減免については、合併時に再編する。ということでそれぞれ4 町のたばこ税、入湯税、鉱産税、特別土地保有税を、それぞれ現状を載せております。

それから、10 頁以降は説明資料ということで市町村民税、法人税、固定資産税、軽自動車税の資料でございます。12 頁もたばこ税関係が載せております。

13 頁がこの地方税の取扱いに関する法令を載せています。このいうふうな法令に基づいてそれぞれやってきていますけれども、こういう風な内容です、ということで15、16、17、18 という風な法令を載せております。

19 頁ですけれども、この地方税の取り扱う先進事例と言うことで、あきる野市、それからずーと19 頁、20 頁がそれぞれ合併する市の方の載せています。

それから21 頁が固定資産税の事例ということで、それぞれの事例を、全国の事例を載せております。

22 頁からは県内の法定協議会の事例ということで、それぞれ、いま協議されている内容の全県の協議内容について載せております。26 頁までそれぞれの協議会の内容でございます。以上でございます。

それから、協議第19号 一般職の、職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり提案いたしたいということでございます。

1 頁は、一般職の、職員の身分の取扱い、これについて職員数の状況、現在、4 町のそれぞれの事務事業をあわせて、そして調整内容をいたしたところ、一つは4 町一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。2 が職員数については新市において定数適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。3 が職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の、処遇の適正化の観点から調整し、新市において統一を図っていく。4 が給与については、職員の処遇及び給与適正化の観点から調整し、合併後速やかに給料の格差是正を行なう。ということでございます。

それで、1 頁から2 頁まではそれぞれ職員の状況、それから職名、職員の職名が2 頁、3 頁、4 頁。5 頁からは職員の職務分類ということで、級別職務分類を明示しております。6 頁も同じです。それから、7 頁は給料表です。それぞれの町の給料表を載せております。8 頁も給料表です。

9 頁は、管理職手当、それぞれの町の載せております。10 頁は管理職員特別勤務手当を載せております。11 頁は通勤手当でございます。12 頁は特殊勤務手当を載せております。13 頁が期末勤勉手当を載せております。14 頁は時間外勤務手当それから休日勤務手当、夜間勤務手当、それぞれを4町の載せております。15 頁は宿日直手当、それから住居手当です。16 頁は扶養手当、退職手当について、でございます。17 頁からは一般職の、職員の身分の取扱いに関する法令について、それぞれ18 頁まで載せております。19 頁は全国の先進事例について、載せております。20 頁は県内の合併協議会の事例ということで、どのようなかたちで調整内容されているかということ載せております。20 頁、21 頁、22 頁でございます。

つづいて、協議第20号の、特別職の身分の取扱いについて、でございます。三冊目の協議第20号でございます。1 頁目については、この特別職の、職員の身分の取扱いについて、調整内容については一番目が特別職の職員の設置、人数、任期については法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。2 が特別職の職員の報酬については現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するという風なことで、それぞれ4町の常勤の特別職、議会議員、行政委員会の委員、選挙管理委員会等を載せております。

2 頁は農業委員会、固定資産評価審査委員会という風なかたちでそれぞれ載せております。3 頁は各種、選挙長含めて民生委員、社会教育委員関係、それから消防団関係を載せております。4 頁目が公民館運営審議会委員から初めまして各種の職務関係の内容を4町の比較でございます。

5 頁目が行政委員会(農業委員会を除く)委員の身分の取扱い(新設合併の場合)ということで、教育委員会、選挙管理委員会、それぞれ法律に定められたかたちでの現在をこういうように定められたというので載せております。6 頁も同じでございます。

7 頁は特別職の、職員の身分の取扱いに関する法令、各種法令関係が7 頁、8 頁、9 頁、それぞれ三役も含めて載せております。10 頁が教育長関係の法令を。11 頁は行政委員会の関係です。12、13 というように法令関係を載せております。14 は選挙管理委員会に係る法令関係を載せております。15 頁は監査委員に対しての法を載せています。16 頁は固定資産評価委員会の法を載せております。17 頁も同じでございます。それから18 頁からは先進事例ということで、全国の先進事例を、その内容について載せております。それから19 頁、20 頁も全国の先進事例でございます。

21 頁は県内の合併協議会の事例関係を21 頁、22 頁にわたって載せておりま

す。こういう風な行政内容を順次行なっていると確認している協議会だという風な
ことでございます。

それから次の、4つ目の冊子の協議第21号 条例、規則等の取扱いについて、
でございます。

1 頁目の条例、規則等の取扱いの中に調整内容としては、条例、規則等の制定に
あたっては合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容にもとづき、次
の区分により整備するものとする。

1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要
があるもの。
2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
3. 合併後、逐次制定し、施行するもの。

いう風に三つにわけてございます。

説明資料でございますけれども、例規集の関係の状況を載せております。2 頁が
条例、規則等の整備方針、合併がされたかたちの整備方針ということで、概要を
載せております。3 頁は法令関係について、でございます。4 頁は県内の合併協
議会のこの条例についての関係の事例を載せております。4 頁、5 頁、6 頁まで
載せております。そういう風な中では、協議がなされているという状況でござい
ます。以上、四つの提案を申し上げまして、よろしく次回のほどを最後にお願申
し上げます。なお、次回の協議会にはこの資料を持参して下さるようお願い申
し上げます。以上でございます。

岸部会長： ただ今の、次回の四つの議案につきまして、何か質問なり、議案そのものに
ついてありませんか。ございませんか。では、この次、次回の審議でありますので
よろしく願いたしたいと思います。それでは、次回の日程につきまして事務局。

事務局： その他でございますけれども、次回の第4回の協議会について、日程と場所に
ついて、お知らせ申し上げたいと思います。

第4回の協議会は、4月の28日 水曜日 午後2時より合川町農村環境改善セ
ンターで予定しております。よって至急、各委員の皆様には開催日と資料等を送付
しながら対応させていただきたいという風に思っておりますので、日程の方、一つ
よろしく調整願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

岸部会長： それでは、第4回の日程が4月28日という風なことで、合川町の農村環境

改善センターというようなことでございますから、皆さんご多忙だと思いますけれどもよろしくお願したいと思います。それでは、これで事務局の方からはもうよろしゅうございますか。それでは、大変皆さん、今日はいろんなことをご審議いただきまして、いろいろ有難うございました。

協議案第15号の議員の定数、任期につきましては、今日のでは結論が出なくて、関係者、ちょっと期待はずれだったかもしれませんが、ただしこれは、今日審議しなかったという風なことでなく、流れたのではないので、十分に審議されて、自分のご意見を、つまり宿題として持ってきていただきたいと、こう思います。できれば、この次はなんだかのかたちでの次のさらに進んだものにもっていきたいと思いますので、今日、これで終わったな、というのでなく、十分にあるご意見を持ってきて頂きたいと、こう思いますので、よろしく願いたします。本日はどうも有難うございました。